

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	都城市 精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務																	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務																
②事務の概要	<p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という)に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を実施する。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①法第45条第2項の規定による審査に関する事務(年金における障害等級の照会に限る。) ②法施行令(昭和25年政令第155号)第8条第2項の規定による審査に関すること(年金における障害等級の照会に限る。) ③法施行令(昭和25年政令第155号)第9条第2項の規定による審査に関すること(年金における障害等級の照会に限る。)</p> <p>【リスク対策の実施状況】</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する。2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。3 保存期限を経過した情報は復元できない手段で削除または廃棄する。4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。 <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <table><tr><td>① 特定個人情報の入手</td><td>【有】</td></tr><tr><td>② 特定個人情報の使用</td><td>【有】</td></tr><tr><td>③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</td><td>【無】</td></tr><tr><td>④ 特定個人情報の提供・移転</td><td>【有】</td></tr><tr><td>⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続</td><td>【有】</td></tr><tr><td>⑥ 特定個人情報の保管・消去</td><td>【有】</td></tr><tr><td>⑦ 監査</td><td>【有】</td></tr><tr><td>⑧ 従業者に対する教育・啓発</td><td>【有】</td></tr></table>	① 特定個人情報の入手	【有】	② 特定個人情報の使用	【有】	③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【無】	④ 特定個人情報の提供・移転	【有】	⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【有】	⑥ 特定個人情報の保管・消去	【有】	⑦ 監査	【有】	⑧ 従業者に対する教育・啓発	【有】
① 特定個人情報の入手	【有】																
② 特定個人情報の使用	【有】																
③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【無】																
④ 特定個人情報の提供・移転	【有】																
⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【有】																
⑥ 特定個人情報の保管・消去	【有】																
⑦ 監査	【有】																
⑧ 従業者に対する教育・啓発	【有】																
③システムの名称	①WEL+障害者福祉 ②MICJET番号連携系サーバ ③中間サーバー																
2. 特定個人情報ファイル名																	
国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報ファイル																	
3. 個人番号の利用																	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)第14条																
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携																	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定																
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条 ・地方自治法第252条の17の2 ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例第2条及び別表14の10の項及び別表14の11の項																
5. 評価実施機関における担当部署																	
①部署	福祉部障がい福祉課																
②所属長の役職名	課長																
6. 他の評価実施機関																	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求																	
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117																
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ																	
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117																

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査
		[<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

